【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年４月19日
【計算期間】	第７特定期間（自　平成28年７月20日　至　平成29年１月19日）
【ファンド名】	米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり） 米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　土岐　大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙　学恭
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

各ファンドについて3,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型投信	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産(　　)		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

２．「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 (　　) 不動産投信 **その他資産(投資信託証券(その他資産))** 資産複合(　　) 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回(隔月) **年12回(毎月)** 日々 その他(　　)	グローバル 日本 **北米** 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド **ファンド・オブ・ファンズ**	**Aコース** **あり(フルヘッジ)** **Bコース** **なし**	日経225 TOPIX その他(　　)	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他(　　)

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産）とが異なります。
※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。

２．「決算頻度」の区分のうち、「年12回（毎月）」とは、目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象地域」の区分のうち、「北米」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

４．「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

５．「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

④ファンドの特色

１．米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）※等を実質的な主要投資対象とします。

※ ＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）とは、米国で行われている共同投資事業形態の１つであるＬＰ（リミテッド・パートナーシップ）のうち、総所得の90%以上をエネルギー関連事業等から得ており、かつ、その出資持分が金融商品取引所に上場されているものを指します。

ファンド	主要投資対象	主要投資対象とする投資信託証券
Ａコース	原則として、米ドル建資産について対円での為替ヘッジを行う円建外国投資信託証券に投資を行います。	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジあり）
Ｂコース	原則として、米ドル建資産について対円での為替ヘッジを行わない円建外国投資信託証券に投資を行います。	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジなし）

２．Ａコース（円ヘッジあり）とＢコース（円ヘッジなし）があります。

（注1）販売会社によっては、Ａコース、Ｂコースどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

３．各ファンドはファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。

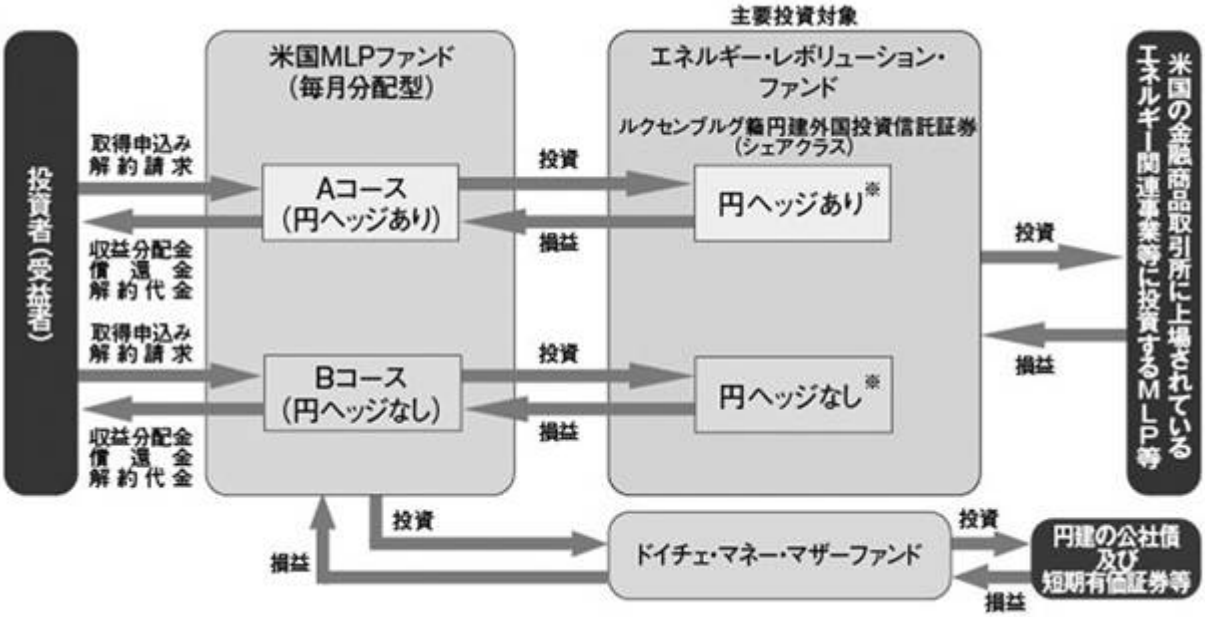

※ エネルギー・レボリューション・ファンドは、米ドル建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行う円ヘッジありクラスと対円での為替ヘッジを行わない円ヘッジなしクラスの円建投資信託証券を発行します。

主要投資対象である「エネルギー・レボリューション・ファンド」の特色は以下の通りです。

イ．主に米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するＭＬＰ等への投資を通じて、ファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ．ＲＲＥＥＦ・アメリカ・エル・エル・シー※が運用を行います。

※　詳しくは、後記＜ＲＲＥＥＦ・アメリカ・エル・エル・シーについて＞をご参照下さい。

４．毎月決算を行い、収益分配を行います。

・毎月19日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。

・分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

＜ＲＲＥＥＦ・アメリカ・エル・エル・シーについて＞

ＲＲＥＥＦ・アメリカ・エル・エル・シーはドイツ銀行グループの資産運用部門の一員であり、グローバルに展開する運用会社です。不動産及びインフラストラクチャー関連証券を専門とするチームが北米、欧州、オーストラリア、アジアをカバーし、不動産やインフラストラクチャーに関連する取引、調査、運用、運用助言等を行っています。

＜運用プロセス＞

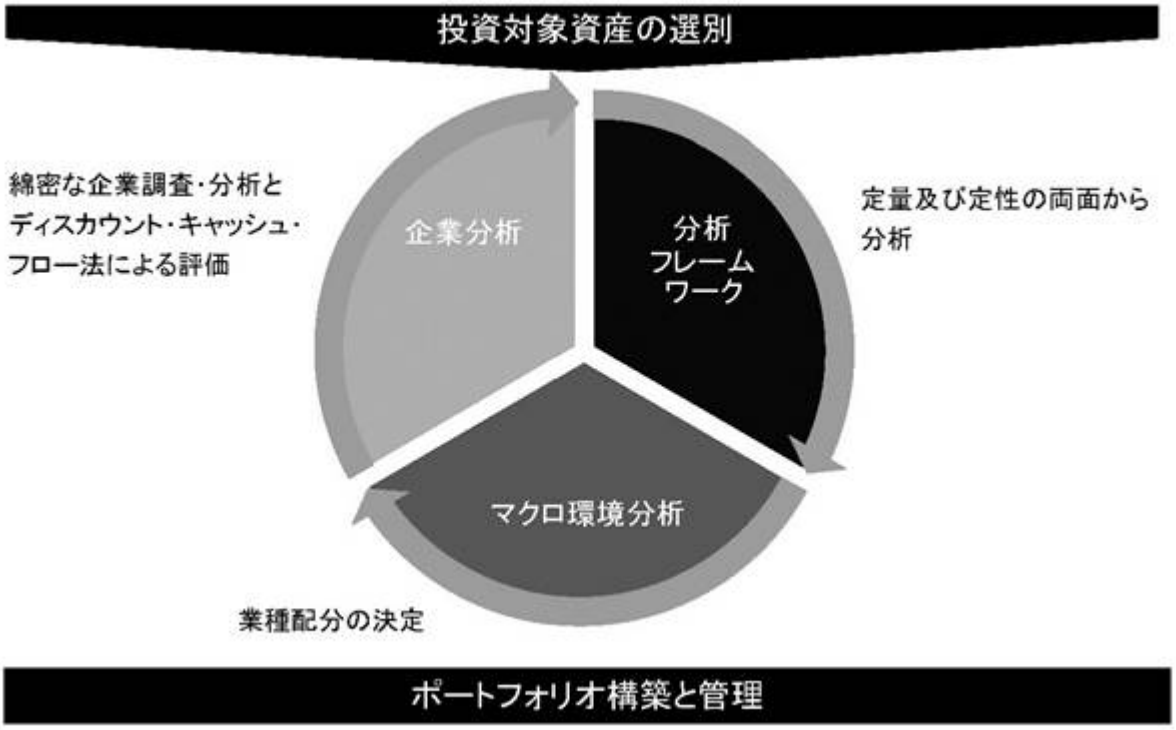

（注1） 上記運用プロセスは当ファンドの主要投資対象であるエネルギー・レボリューション・ファンドに関するものです。
（注2） 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成25年12月19日　　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

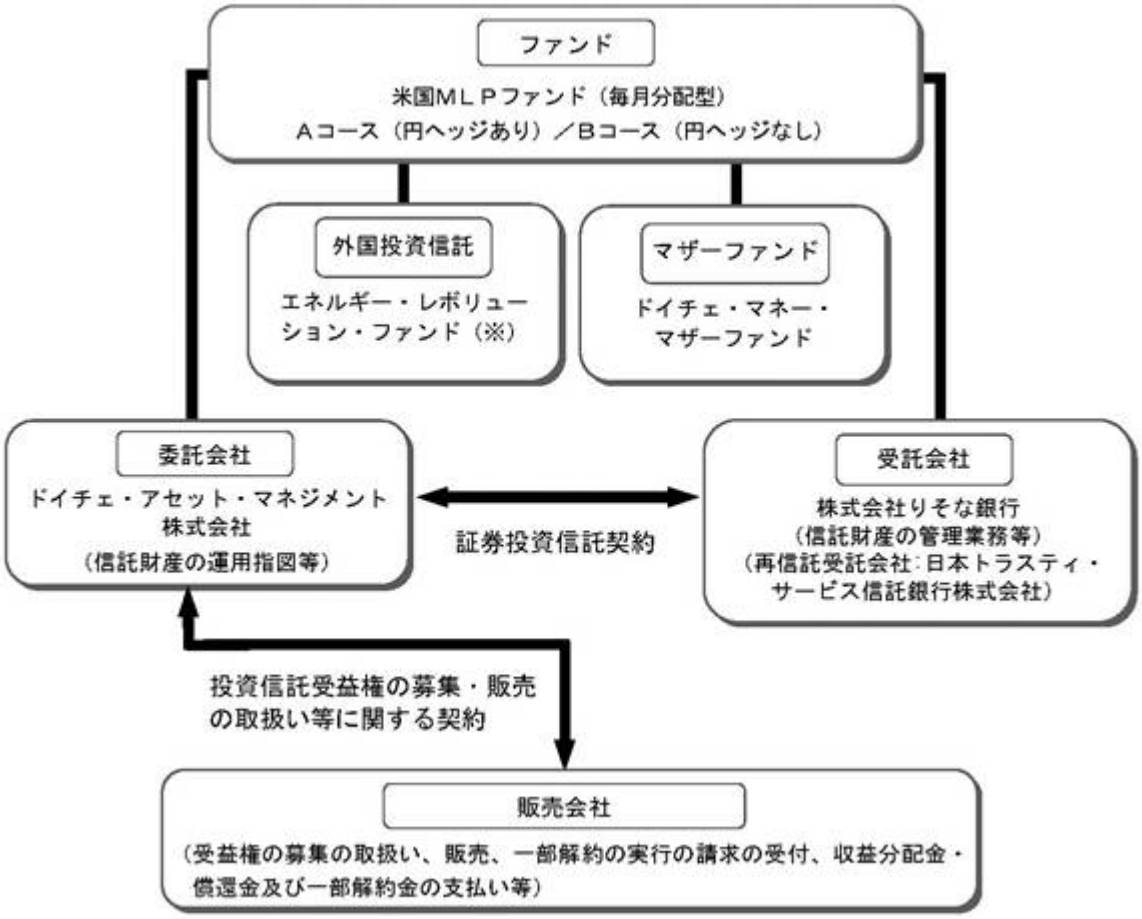

（注）上記の※を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

ファンド	Ａコース	Ｂコース
読み替え	円ヘッジあり	円ヘッジなし

②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

ａ．ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ｂ．株式会社りそな銀行（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ｃ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③委託会社の概況

a．資本金の額（2017年２月末現在）

3,078百万円

b．沿革

1985年　モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立

1987年　投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

1990年　ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更

1995年　ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得

1996年　ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更

1999年　バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更

2002年　チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併

2005年　ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c．大株主の状況（2017年２月末現在）

名　　称：　ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住　　所：　シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ ＃17-10

所有株式：　61,560株

所有比率：　100%

２【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

ａ．投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

ｂ．投資態度

１）Ａコースでは、主として、米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するＭＬＰ等を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う投資信託証券に投資を行います。

Ｂコースでは、主として、米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するＭＬＰ等を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円での為替ヘッジを行わない投資信託証券に投資を行います。

２）投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、原則として、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。

●ルクセンブルグ籍円建外国投資信託 エネルギー・レボリューション・ファンド(※)

●親投資信託 ドイチェ・マネー・マザーファンド

（注）上記の※を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

ファンド	Ａコース	Ｂコース
読み替え	円ヘッジあり	円ヘッジなし

３）各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとします。

４）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ｃ．銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）金銭債権

（ハ）約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

②投資の対象とする有価証券等

ａ．委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

１．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

ｃ．上記ａ．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記ｂ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜各ファンドが投資する指定投資信託証券の概要＞

ファンド名	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジあり／円ヘッジなし）
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円
運用の基本方針	主に米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するＭＬＰ等への投資を通じて、ファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、米ドル建資産について、原則として円ヘッジありクラスは対円での為替ヘッジを行いますが、円ヘッジなしクラスは対円での為替ヘッジを行いません。
主な投資対象	米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するＭＬＰ等
主な投資制限	・原則として、１発行体が発行する同種証券への投資の合計額はファンド資産の20%を超えません。（OECD加盟国、国際機関等が発行する場合を除きます。）
投資運用会社	ＲＲＥＥＦ・アメリカ・エル・エル・シー
管理会社	ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

ファンド名	ドイチェ・マネー・マザーファンド
形態	親投資信託
表示通貨	円
運用の基本方針	安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	円建の公社債及び短期有価証券等
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
投資運用会社（委託会社）	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

（注1）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
（注2）指定投資信託証券は見直されることがあります。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜運用体制＞

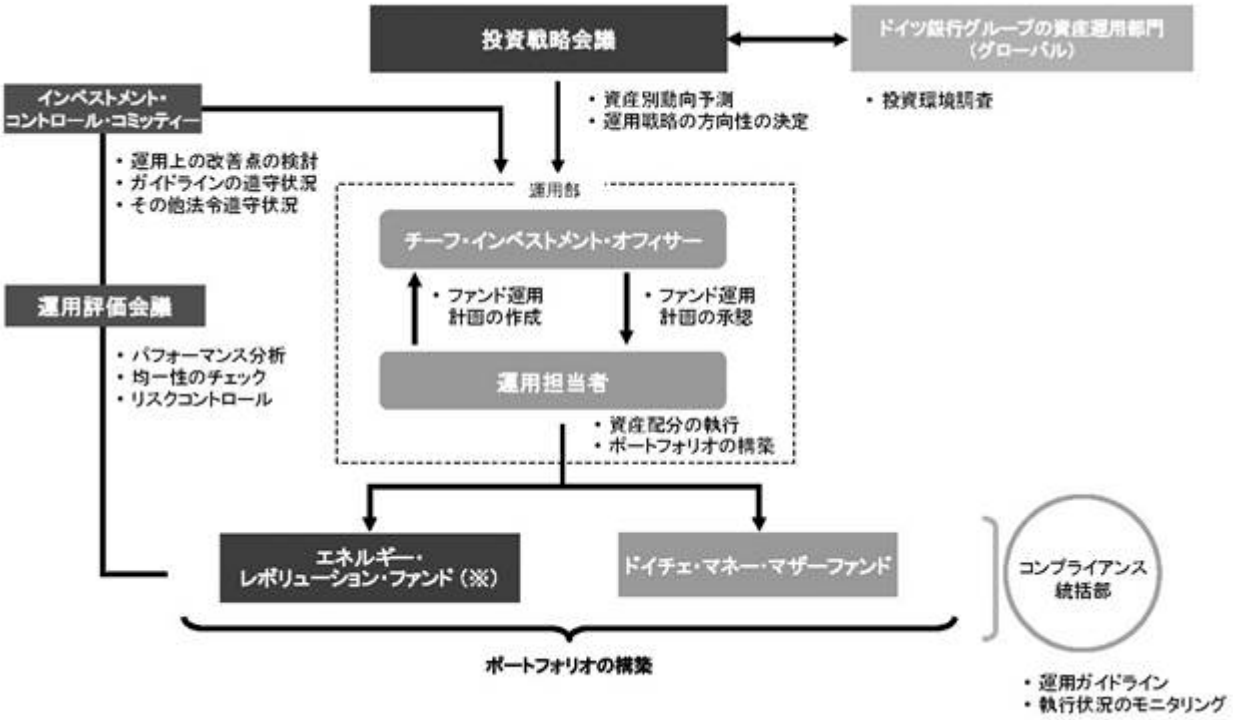

（注）上記の※を、ファンド毎に以下の通り読み替えます。

ファンド	Aコース	Bコース
読み替え	円ヘッジあり	円ヘッジなし

運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの３つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

＜運用の流れ＞

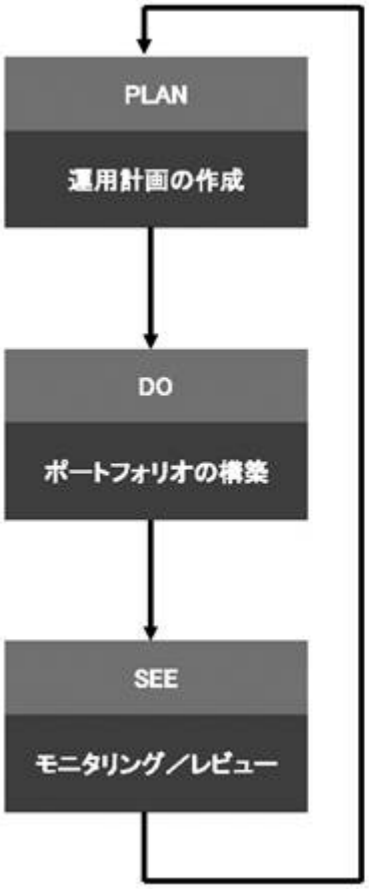

・運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するドイツ銀行グループの資産運用部門内で情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。

・投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。

・運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。

・承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。

・コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。

・運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。

・インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時（原則として毎月19日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（参考情報）

[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

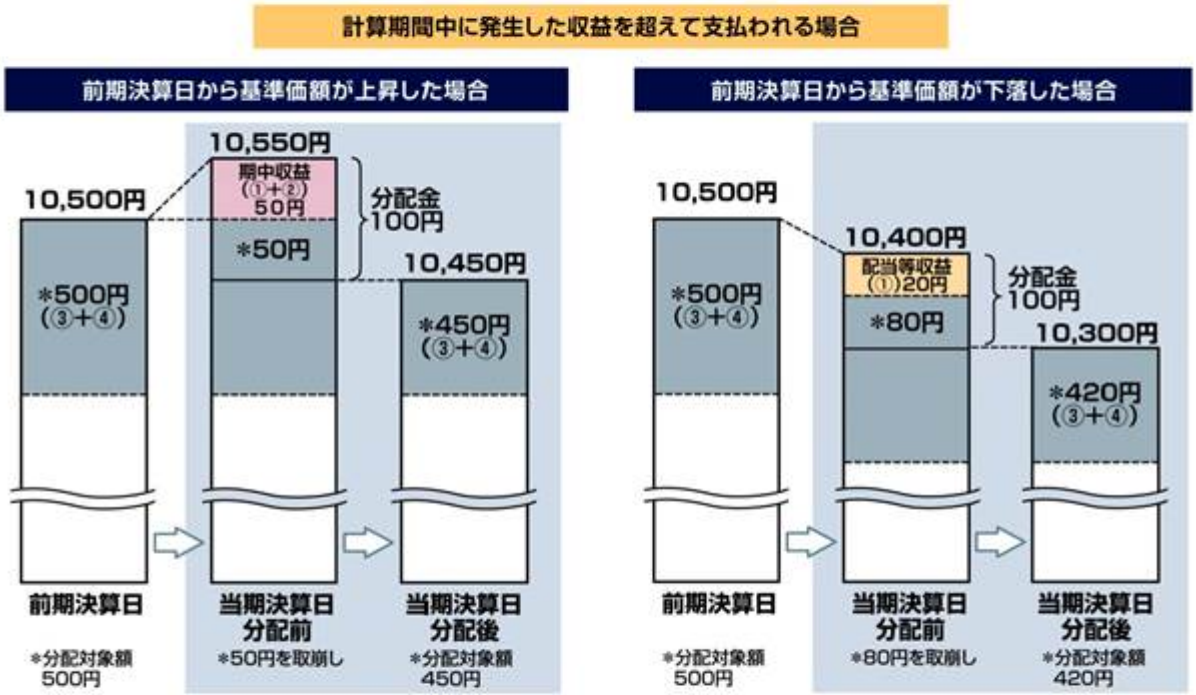

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの取得価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(5)【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令で定める投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①ＭＬＰの価格変動リスク

ＭＬＰの多くは、エネルギーや天然資源に関連する事業を主な投資対象とするため、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の影響を受け価格が変動します。また、ＭＬＰは株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や見通し等の様々な要因で価格が変動します。これらの要因によりＭＬＰの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

＜Ａコース＞

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建資産に投資しますが、当該投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、円と米ドルの金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

＜Ｂコース＞

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建資産に投資しますので、当ファンドは、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場が米ドルに対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④信用リスク

ＭＬＰが投資対象とする事業の収益性や資金繰り等が悪化した場合には、投資した資金の回収が困難になる可能性があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合には、ＭＬＰの価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

・当ファンドの税の取扱いに関する留意点

◆当ファンドが投資対象とする外国投資信託はＭＬＰに投資を行いますが、投資から得られる（または得られるとみなされる）一定の収益または利益は、米国における連邦所得税（上限税率35%）、支店利益税及び州税等の課税対象となります。

◆上記の納税に備え、当該外国投資信託の管理会社では、当該外国投資信託の計理処理において、ＭＬＰの各種分配金及び値上り益に関し、一定の引当率を用いて負債を計上しており、この計理処理は当該外国投資信託の日々の基準価額に反映されます。なお、管理会社は引当率の見直しを行うことがあります。

◆当該外国投資信託は、通常、年に一度税務申告を行い、当該申告期間に対応する実際の税額を確定します。なお、管理会社が採用した引当率に基づく引当額と実際に税務申告を経て確定する税額は大きく異なることがあります。

◆上記の計理処理は、当該外国投資信託の基準価額にプラスの影響を与えることもマイナスの影響を与えることもあり、結果として当ファンドを含む当該外国投資信託の投資家に不利益をもたらすことがあります。

（注）上記は、平成29年１月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。
ＭＬＰに適用される法律・税制もしくはそれらの解釈が変更された場合、または新たな法律等が適用された場合には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・当ファンドが実質的に投資するＭＬＰは、エネルギーや天然資源に関連する事業を主な投資対象としています。そのため、当ファンドは特定の事業への集中投資となり、それらに関連する事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化等の影響を受けやすく、より幅広く分散投資した場合と比べて、ファンドの基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
・各ファンドの資産規模に対して大量の追加設定（ファンドへの資金流入）または大量の一部解約（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、大量の追加設定があった場合、各ファンドが投資する投資信託証券においても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。
・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
・各ファンドは、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、主要投資対象である外国投資信託証券が償還することとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
・当ファンドは、原則として以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日
・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

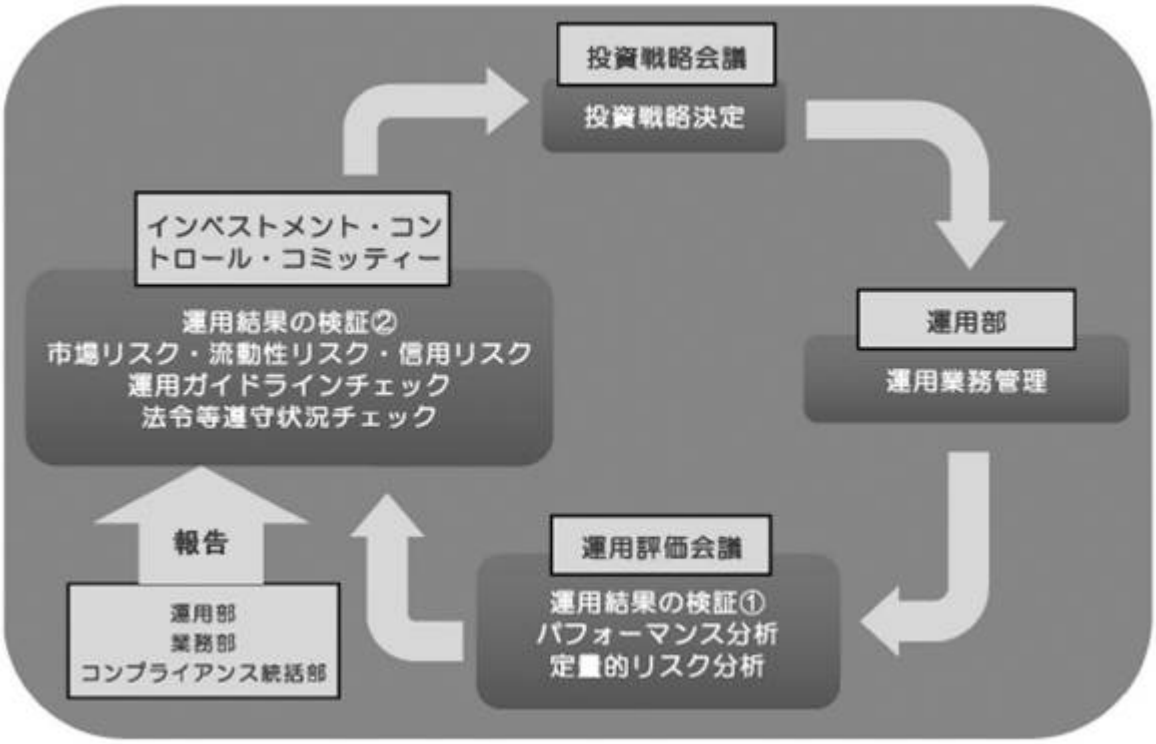

委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

（2012年3月～2017年2月）

Ａコース

Ｂコース

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

（2012年3月～2017年2月）

Ａコース

Ｂコース

※1　年間騰落率とは、各月末における直近１年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
当ファンドの設定日は 2013 年 12 月 19 日であるため、当ファンドの年間騰落率は 2014 年 12 月以降のものとなります。

※2　分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が０円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
当ファンドの設定日は 2013 年 12 月 19 日であるため、2013 年 12 月末以降を表示しております。

※3　2012 年 3 月～2017 年 2 月の 5 年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドの設定日は 2013 年 12 月 19 日であるため、当ファンドの年間騰落率は 2014 年 12 月以降のものとなります。したがって、当ファンドと代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。

※4　各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日 本 株：ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株：ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
（注1）　すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注2）　先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス及びＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックスは、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
・シティ世界国債インデックス（除く日本）は、Citigroup Index LLC が設計、算出、公表する債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
・ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morgan は、ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。
（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。
※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.431%（税抜1.325%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.425%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.850%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.050%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、信託報酬相当額（実質年率0.425%以内（注））がかかります（マザーファンドについては、信託報酬はかかりません。）。
（注）当該指定投資信託証券の信託報酬（運用報酬等）の一部（年率0.85%以内のうち、年率0.425%）は、各ファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬は年率0.425%以内となります。
したがって、各ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、各ファンドの純資産総額に対し、年率1.856%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、各ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。また、指定投資信託証券では、組入有価証券の売買委託手数料、管理報酬、保管報酬、対円での為替ヘッジに係る報酬、租税等が別途かかります。
②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

(4)【その他の手数料等】

各ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査法人へのファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②委託会社は、上記①に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受

領する金額に上限を付すことができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

③上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎年１月及び７月に到来する計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

⑤信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額及び資産を外国で保管する場合の費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(ⅰ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ⅱ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は平成29年２月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

ａ．個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。また、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります（ただし、対象者が18歳になるまでは払出し制限があります。）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

ｂ．法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

５【運用状況】

(1)【投資状況】

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）

(平成29年 2月28日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	2,172,969,111	98.48
親投資信託受益証券	日本	5,013,220	0.23
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	28,445,856	1.29
合計(純資産総額)		2,206,428,187	100.00

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）

(平成29年 2月28日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	11,381,675,471	98.26
親投資信託受益証券	日本	39,465,864	0.34
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	161,584,176	1.40
合計(純資産総額)		11,582,725,511	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）

<評価額(全銘柄)>

(平成29年 2月28日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジあり）	337,051.2039	6,616.12	2,229,972,452	6,447	2,172,969,111	98.48
2	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・マネー・マザーファンド	4,998,226	1.0030	5,013,220	1.0030	5,013,220	0.23

<種類別投資比率>

(平成29年 2月28日現在)

種類	国内／外国	投資比率（%）
投資信託受益証券	外国	98.48
親投資信託受益証券	国内	0.23
合計		98.71

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）
<評価額(全銘柄)>

(平成29年 2月28日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジなし）	1,597,428.1364	7,327.01	11,704,382,830	7,125	11,381,675,471	98.26
2	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・マネー・マザーファンド	39,347,821	1.0030	39,465,864	1.0030	39,465,864	0.34

<種類別投資比率>

(平成29年 2月28日現在)

種類	国内／外国	投資比率（%）
投資信託受益証券	外国	98.26
親投資信託受益証券	国内	0.34
合計		98.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】
米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）
該当事項はありません。

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）
該当事項はありません。

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末　（平成26年 1月20日）	455	455	1.0012	1.0012
第2特定期間末　（平成26年 7月22日）	1,675	1,680	1.0852	1.0882
第3特定期間末　（平成27年 1月19日）	2,301	2,308	0.9640	0.9670
第4特定期間末　（平成27年 7月21日）	1,775	1,781	0.8587	0.8617
第5特定期間末　（平成28年 1月19日）	989	994	0.5727	0.5757
第6特定期間末　（平成28年 7月19日）	1,275	1,281	0.7108	0.7138
第7特定期間末　（平成29年 1月19日）	2,010	2,019	0.6845	0.6875
平成28年 2月末日	1,143	―	0.6070	―
3月末日	1,187	―	0.6405	―
4月末日	1,210	―	0.6963	―
5月末日	1,231	―	0.6810	―
6月末日	1,260	―	0.7044	―
7月末日	1,343	―	0.6962	―
8月末日	1,315	―	0.6846	―
9月末日	1,373	―	0.6771	―
10月末日	1,329	―	0.6507	―
11月末日	1,320	―	0.6306	―
12月末日	1,800	―	0.6738	―
平成29年 1月末日	2,177	―	0.6892	―
2月末日	2,206	―	0.6854	―

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末　（平成26年 1月20日）	10,869	10,869	1.0015	1.0015
第2特定期間末　（平成26年 7月22日）	22,721	22,785	1.0568	1.0598
第3特定期間末　（平成27年 1月19日）	26,360	26,433	1.0838	1.0868
第4特定期間末　（平成27年 7月21日）	16,800	16,849	1.0243	1.0273
第5特定期間末　（平成28年 1月19日）	9,289	9,333	0.6435	0.6465
第6特定期間末　（平成28年 7月19日）	10,149	10,191	0.7216	0.7246
第7特定期間末　（平成29年 1月19日）	11,043	11,087	0.7535	0.7565
平成28年 2月末日	9,495	―	0.6611	―
3月末日	9,981	―	0.6891	―
4月末日	10,749	―	0.7414	―
5月末日	10,276	―	0.7183	―
6月末日	9,780	―	0.6930	―
7月末日	9,797	―	0.7011	―
8月末日	9,410	―	0.6753	―
9月末日	9,131	―	0.6569	―
10月末日	9,109	―	0.6543	―
11月末日	9,528	―	0.6800	―
12月末日	10,836	―	0.7550	―
平成29年 1月末日	11,390	―	0.7545	―

2月末日	11,582	―	0.7444	―

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）

		1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年12月19日～平成26年 1月20日	0
第2特定期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月22日	0.0150
第3特定期間	平成26年 7月23日～平成27年 1月19日	0.0180
第4特定期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	0.0180
第5特定期間	平成27年 7月22日～平成28年 1月19日	0.0180
第6特定期間	平成28年 1月20日～平成28年 7月19日	0.0180
第7特定期間	平成28年 7月20日～平成29年 1月19日	0.0180

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）

		1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年12月19日～平成26年 1月20日	0
第2特定期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月22日	0.0150
第3特定期間	平成26年 7月23日～平成27年 1月19日	0.0180
第4特定期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	0.0180
第5特定期間	平成27年 7月22日～平成28年 1月19日	0.0180
第6特定期間	平成28年 1月20日～平成28年 7月19日	0.0180
第7特定期間	平成28年 7月20日～平成29年 1月19日	0.0180

③【収益率の推移】

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）

		収益率（%）
第1特定期間	平成25年12月19日～平成26年 1月20日	0.1
第2特定期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月22日	9.9
第3特定期間	平成26年 7月23日～平成27年 1月19日	△9.5
第4特定期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	△9.1
第5特定期間	平成27年 7月22日～平成28年 1月19日	△31.2
第6特定期間	平成28年 1月20日～平成28年 7月19日	27.3
第7特定期間	平成28年 7月20日～平成29年 1月19日	△1.2

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）

		収益率（%）
第1特定期間	平成25年12月19日～平成26年 1月20日	0.2
第2特定期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月22日	7.0
第3特定期間	平成26年 7月23日～平成27年 1月19日	4.3
第4特定期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	△3.8
第5特定期間	平成27年 7月22日～平成28年 1月19日	△35.4
第6特定期間	平成28年 1月20日～平成28年 7月19日	14.9
第7特定期間	平成28年 7月20日～平成29年 1月19日	6.9

（注）収益率は、小数第２位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年12月19日～平成26年 1月20日	454,518,301	0
第2特定期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月22日	1,241,050,255	151,320,001
第3特定期間	平成26年 7月23日～平成27年 1月19日	1,571,669,603	728,322,202
第4特定期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	316,983,170	637,314,074
第5特定期間	平成27年 7月22日～平成28年 1月19日	231,713,534	571,524,353
第6特定期間	平成28年 1月20日～平成28年 7月19日	794,189,077	726,713,400
第7特定期間	平成28年 7月20日～平成29年 1月19日	1,340,242,079	198,035,003

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年12月19日～平成26年 1月20日	10,858,533,789	4,847,310
第2特定期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月22日	12,156,264,558	1,510,550,046
第3特定期間	平成26年 7月23日～平成27年 1月19日	12,890,870,477	10,067,275,276
第4特定期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	1,505,431,320	9,427,355,592
第5特定期間	平成27年 7月22日～平成28年 1月19日	966,961,984	2,930,702,954
第6特定期間	平成28年 1月20日～平成28年 7月19日	690,152,319	1,061,576,734
第7特定期間	平成28年 7月20日～平成29年 1月19日	1,819,612,719	1,228,991,001

（注）設定数量には、当初設定数量を含みます。

（参考情報）

基準日：2017 年 2 月 28 日

基準価額・純資産の推移

Aコース

Bコース

分配の推移

Aコース

１万口当たり、税引前	
2017年 2月	30 円
2017年 1月	30 円
2016年12月	30 円
2016年11月	30 円
2016年10月	30 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	1,080 円

Bコース

１万口当たり、税引前	
2017年 2月	30 円
2017年 1月	30 円
2016年12月	30 円
2016年11月	30 円
2016年10月	30 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	1,080 円

※1　基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
※2　分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
　　ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

エネルギー・レボリューション・ファンドにおける組入上位 10 銘柄

	銘柄	業種	比率(%)
1	Enterprise Products Partners L.P.	石油・ガス貯蔵・輸送	11.7
2	Shell Midstream Partners LP	石油・ガス貯蔵・輸送	8.6
3	Dominion Midstream Partners LP	石油・ガス貯蔵・輸送	7.1
4	Sunoco Logistics Partners L.P.	石油・ガス貯蔵・輸送	6.9
5	MPLX LP	石油・ガス貯蔵・輸送	6.6
6	Enbridge Energy Partners, L.P. Class A	石油・ガス貯蔵・輸送	5.8
7	Phillips 66 Partners LP	石油・ガス貯蔵・輸送	5.1
8	Spectra Energy Partners, LP	石油・ガス貯蔵・輸送	5.0
9	Buckeye Partners, L.P.	石油・ガス貯蔵・輸送	4.8
10	Magellan Midstream Partners, L.P.	石油・ガス貯蔵・輸送	4.8

エネルギー・レボリューション・ファンドにおける業種別構成比

業種	比率(%)
石油・ガス貯蔵・輸送	97.3

※比率はエネルギー・レボリューション・ファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース

Bコース

※1　年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2　2013年は設定日（12月19日）から年末までの騰落率、2017年は2月末までの騰落率を表示しております。
※3　当ファンドにベンチマークはありません。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後３時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

ｂ．委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.deutscheam.com/jp/
・フリーダイヤル　0120-442-785（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後３時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。
解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して７営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.deutscheam.com/jp/
・フリーダイヤル　0120-442-785（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
受益権１口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。
基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 ・ホームページアドレス　https://funds.deutscheam.com/jp/ ・フリーダイヤル　0120-442-785　（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
Ａコース	ＭＬＰＡ
Ｂコース	ＭＬＰＢ

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
マザーファンド	基準価額で評価します。

(2)【保管】
当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】
信託契約締結日（平成25年12月19日）から平成36年７月19日までとします。
ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】
①当ファンドの計算期間は、毎月20日から翌月19日までとすることを原則とします。
②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3) 信託期間」に規定する信託期間の終了日とします。

(5)【その他】
①信託の終了
(イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(ロ)委託会社は、主要投資対象である外国投資信託証券がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(ハ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週

間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ニ)上記(ハ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ニ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ホ)上記(ハ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記(ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

②信託約款の変更等

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ヘ)上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ト)上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、６ヵ月毎（毎年１月及び７月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約＞

当初の契約の有効期間は原則として１年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して７営業日目から受益者に支払われます。

(4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成28年7月20日から平成29年1月19日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19,324,707	―
コール・ローン	―	84,977,458
投資信託受益証券	1,258,119,771	1,981,675,208
親投資信託受益証券	5,016,719	5,013,720
未収入金	9,800,000	―
その他未収収益	275,828	433,875
流動資産合計	1,292,537,025	2,072,100,261
資産合計	1,292,537,025	2,072,100,261
負債の部		
流動負債		
未払金	―	49,800,000
未払収益分配金	5,384,789	8,811,410
未払解約金	9,491,969	764,239
未払受託者報酬	54,055	81,807
未払委託者報酬	1,378,366	2,086,061
未払利息	―	232
その他未払費用	319,888	225,899
流動負債合計	16,629,067	61,769,648
負債合計	16,629,067	61,769,648
純資産の部		
元本等		
元本	1,794,929,910	2,937,136,986
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△519,021,952	△926,806,373
（分配準備積立金）	88,967,734	134,871,988
元本等合計	1,275,907,958	2,010,330,613
純資産合計	1,275,907,958	2,010,330,613
負債純資産合計	1,292,537,025	2,072,100,261

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6特定期間 (自　平成28年1月20日 至　平成28年7月19日)	第7特定期間 (自　平成28年7月20日 至　平成29年1月19日)
営業収益		
受取配当金	50,188,521	59,884,119
受取利息	60	―
有価証券売買等損益	241,969,706	△48,425,793
その他収益	2,421,145	3,006,278
営業収益合計	294,579,432	14,464,604
営業費用		
支払利息	50	17,115
受託者報酬	313,663	384,999
委託者報酬	7,998,214	9,817,425
その他費用	326,493	227,536
営業費用合計	8,638,420	10,447,075
営業利益	285,941,012	4,017,529
経常利益	285,941,012	4,017,529
当期純利益	285,941,012	4,017,529
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	13,943,518	△1,722,371
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△738,150,746	△519,021,952
剰余金増加額又は欠損金減少額	264,897,378	62,631,945
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	264,897,378	62,631,945
剰余金減少額又は欠損金増加額	285,447,799	436,721,203
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	285,447,799	436,721,203
分配金	32,318,279	39,435,063
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△519,021,952	△926,806,373

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
1.受益権の総数	1,794,929,910口	2,937,136,986口
2.元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	519,021,952円	926,806,373円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7108円 (7,108円)	0.6845円 (6,845円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6特定期間 (自　平成28年1月20日 至　平成28年7月19日)	第7特定期間 (自　平成28年7月20日 至　平成29年1月19日)

分配金の計算方法	第26期(平成28年1月20日から平成28年2月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,262,368円)、収益調整金(103,339,709円)、分配準備積立金(67,222,332円)より、分配対象収益は、178,824,409円(1万口当たり998円)であり、うち5,374,395円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第27期(平成28年2月20日から平成28年3月22日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,877,580円)、収益調整金(98,543,795円)、分配準備積立金(65,715,210円)より、分配対象収益は、172,136,585円(1万口当たり1,017円)であり、うち5,074,610円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第28期(平成28年3月23日から平成28年4月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,953,908円)、収益調整金(119,573,642円)、分配準備積立金(71,141,472円)より、分配対象収益は、199,669,022円(1万口当たり1,034円)であり、うち5,788,779円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第29期(平成28年4月20日から平成28年5月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,242,313円)、収益調整金(108,520,366円)、分配準備積立金(71,150,906円)より、分配対象収益は、187,913,585円(1万口当たり1,053円)であり、うち5,352,474円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第30期(平成28年5月20日から平成28年6月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,129,247円)、収益調整金(109,282,060円)、分配準備積立金(73,270,602円)より、分配対象収益は、190,681,909円(1万口当たり1,070円)であり、うち5,343,232円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第31期(平成28年6月21日から平成28年7月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,475,824円)、収益調整金(106,355,821円)、分配準備積立金(80,491,910円)より、分配対象収益は、195,323,555円(1万口当たり1,088円)であり、うち5,384,789円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	第32期(平成28年7月20日から平成28年8月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,475,819円)、収益調整金(115,918,989円)、分配準備積立金(84,980,364円)より、分配対象収益は、208,375,172円(1万口当たり1,099円)であり、うち5,685,075円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第33期(平成28年8月20日から平成28年9月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,007,542円)、収益調整金(123,943,197円)、分配準備積立金(91,927,160円)より、分配対象収益は、223,877,899円(1万口当たり1,109円)であり、うち6,051,693円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第34期(平成28年9月21日から平成28年10月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,903,524円)、収益調整金(119,419,907円)、分配準備積立金(99,054,947円)より、分配対象収益は、227,378,378円(1万口当たり1,124円)であり、うち6,068,649円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第35期(平成28年10月20日から平成28年11月21日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,259,685円)、収益調整金(118,539,356円)、分配準備積立金(105,816,642円)より、分配対象収益は、232,615,683円(1万口当たり1,134円)であり、うち6,148,726円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第36期(平成28年11月22日から平成28年12月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,297,254円)、、収益調整金(133,649,722円)、分配準備積立金(112,482,762円)より、分配対象収益は、255,429,738円(1万口当たり1,148円)であり、うち6,669,510円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第37期(平成28年12月20日から平成29年1月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,338,171円)、収益調整金(207,801,812円)、分配準備積立金(121,533,817円)より、分配対象収益は、342,673,800円(1万口当たり1,166円)であり、うち8,811,410円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第6特定期間 (自　平成28年1月20日 至　平成28年7月19日)	第7特定期間 (自　平成28年7月20日 至　平成29年1月19日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
投資信託受益証券	44,135,399	76,451,631
親投資信託受益証券	△500	△500
合計	44,134,899	76,451,131

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,727,454,233	1,794,929,910
期中追加設定元本額	794,189,077	1,340,242,079
期中一部解約元本額	726,713,400	198,035,003

(4)【附属明細表】
①有価証券明細表
(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジあり）	307,284.1074	1,981,675,208	
親投資信託受益証券	ドイチェ・マネー・マザーファンド	4,998,226	5,013,720	
合計			1,986,688,928	

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	149,862,096	―
コール・ローン	―	303,217,101
投資信託受益証券	10,012,200,277	10,886,247,049
親投資信託受益証券	39,493,407	39,469,799
未収入金	13,500,000	―
その他未収収益	2,131,198	2,514,590
流動資産合計	10,217,186,978	11,231,448,539
資産合計	10,217,186,978	11,231,448,539
負債の部		
流動負債		
未払金	―	72,000,000
未払収益分配金	42,197,719	43,969,584
未払解約金	12,857,038	57,075,977
未払受託者報酬	419,570	499,464
未払委託者報酬	10,699,065	12,736,317
未払利息	―	830
その他未払費用	1,619,057	2,125,541
流動負債合計	67,792,449	188,407,713
負債合計	67,792,449	188,407,713
純資産の部		
元本等		
元本	14,065,906,535	14,656,528,253
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,916,512,006	△3,613,487,427
（分配準備積立金）	1,587,472,087	1,572,504,655
元本等合計	10,149,394,529	11,043,040,826
純資産合計	10,149,394,529	11,043,040,826
負債純資産合計	10,217,186,978	11,231,448,539

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6特定期間 (自　平成28年1月20日 至　平成28年7月19日)	第7特定期間 (自　平成28年7月20日 至　平成29年1月19日)
営業収益		
受取配当金	393,314,201	387,852,365
受取利息	489	―
有価証券売買等損益	1,034,750,615	365,178,834
その他収益	20,289,977	20,517,597
営業収益合計	1,448,355,282	773,548,796
営業費用		
支払利息	414	69,662
受託者報酬	2,639,378	2,637,529
委託者報酬	67,304,068	67,257,121
その他費用	1,647,108	2,129,892
営業費用合計	71,590,968	72,094,204
営業利益	1,376,764,314	701,454,592
経常利益	1,376,764,314	701,454,592
当期純利益	1,376,764,314	701,454,592
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	6,733,025	7,681,498
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,147,443,163	△3,916,512,006
剰余金増加額又は欠損金減少額	342,929,711	365,845,098
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	342,929,711	365,845,098
剰余金減少額又は欠損金増加額	223,820,971	503,073,190
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	223,820,971	503,073,190
分配金	258,208,872	253,520,423
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,916,512,006	△3,613,487,427

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
1.受益権の総数	14,065,906,535口	14,656,528,253口
2.元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	3,916,512,006円	3,613,487,427円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7216円 (7,216円)	0.7535円 (7,535円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6特定期間 (自　平成28年1月20日 至　平成28年7月19日)	第7特定期間 (自　平成28年7月20日 至　平成29年1月19日)

分配金の計算方法	第26期(平成28年1月20日から平成28年2月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(63,260,341円)、収益調整金(933,513,780円)、分配準備積立金(1,565,703,181円)より、分配対象収益は、2,562,477,302円(1万口当たり1,781円)であり、うち43,143,903円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第27期(平成28年2月20日から平成28年3月22日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(67,172,472円)、収益調整金(971,154,693円)、分配準備積立金(1,567,798,186円)より、分配対象収益は、2,606,125,351円(1万口当たり1,798円)であり、うち43,466,308円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第28期(平成28年3月23日から平成28年4月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(58,255,185円)、収益調整金(991,830,071円)、分配準備積立金(1,578,576,479円)より、分配対象収益は、2,628,661,735円(1万口当たり1,809円)であり、うち43,592,118円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第29期(平成28年4月20日から平成28年5月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(67,812,238円)、収益調整金(992,856,289円)、分配準備積立金(1,574,773,578円)より、分配対象収益は、2,635,442,105円(1万口当たり1,826円)であり、うち43,292,875円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第30期(平成28年5月20日から平成28年6月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(55,235,979円)、収益調整金(980,826,552円)、分配準備積立金(1,565,395,688円)より、分配対象収益は、2,601,458,219円(1万口当たり1,835円)であり、うち42,515,949円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第31期(平成28年6月21日から平成28年7月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(66,452,585円)、収益調整金(976,843,538円)、分配準備積立金(1,563,217,221円)より、分配対象収益は、2,606,513,344円(1万口当たり1,853円)であり、うち42,197,719円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	第32期(平成28年7月20日から平成28年8月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(55,576,955円)、収益調整金(974,942,777円)、分配準備積立金(1,566,431,228円)より、分配対象収益は、2,596,950,960円(1万口当たり1,863円)であり、うち41,813,026円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第33期(平成28年8月20日から平成28年9月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(55,168,734円)、収益調整金(986,978,274円)、分配準備積立金(1,567,308,688円)より、分配対象収益は、2,609,455,696円(1万口当たり1,873円)であり、うち41,793,473円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第34期(平成28年9月21日から平成28年10月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(64,518,987円)、収益調整金(989,706,308円)、分配準備積立金(1,568,075,705円)より、分配対象収益は、2,622,301,000円(1万口当たり1,889円)であり、うち41,627,928円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第35期(平成28年10月20日から平成28年11月21日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(65,300,568円)、収益調整金(1,015,824,651円)、分配準備積立金(1,572,677,445円)より、分配対象収益は、2,653,802,664円(1万口当たり1,907円)であり、うち41,744,906円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第36期(平成28年11月22日から平成28年12月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(66,687,925円)、収益調整金(1,089,696,649円)、分配準備積立金(1,575,112,871円)より、分配対象収益は、2,731,497,445円(1万口当たり1,924円)であり、うち42,571,506円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 第37期(平成28年12月20日から平成29年1月19日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(66,539,773円)、収益調整金(1,229,479,368円)、分配準備積立金(1,549,934,466円)より、分配対象収益は、2,845,953,607円(1万口当たり1,941円)であり、うち43,969,584円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第6特定期間 (自　平成28年1月20日 至　平成28年7月19日)	第7特定期間 (自　平成28年7月20日 至　平成29年1月19日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)

投資信託受益証券	531,714,583	210,735,608
親投資信託受益証券	△3,935	△3,935
合計	531,710,648	210,731,673

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第6特定期間 (平成28年7月19日現在)	第7特定期間 (平成29年1月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	14,437,330,950	14,065,906,535
期中追加設定元本額	690,152,319	1,819,612,719
期中一部解約元本額	1,061,576,734	1,228,991,001

(4)【附属明細表】
①有価証券明細表
(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジなし）	1,507,581.6437	10,886,247,049	
親投資信託受益証券	ドイチェ・マネー・マザーファンド	39,347,821	39,469,799	
合計			10,925,716,848	

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、Ａコース（円ヘッジあり）、Ｂコース（円ヘッジなし）の２本のファンドで構成されています。各ファンドは以下の投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべてこれら投資信託の受益証券です。

また、当ファンドは「ドイチェ・マネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

ファンド	投資対象とする投資信託受益証券及び親投資信託受益証券
Ａコース（円ヘッジあり）	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジあり） ドイチェ・マネー・マザーファンド
Ｂコース（円ヘッジなし）	エネルギー・レボリューション・ファンド（円ヘッジなし） ドイチェ・マネー・マザーファンド

「エネルギー・レボリューション・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーからの情報に基づき、2015年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2015年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルグの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2015年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外でありますが、独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類から抜粋したものであります。

(1)資産、負債の状況

	2015年12月31日現在 金額(アメリカドル)
資産の部	
上場有価証券	101,404,593.70
通貨先物	37,977.80
現金	4,621,400.49
資産合計	106,063,971.99
負債の部	
通貨先物	△4,517.96
その他負債	△5,893,426.89
未払金	△1,215,882.33
負債合計	△7,113,827.18

(2)損益計算書

	2015年12月31日に終了した事業年度 金額(アメリカドル)
収益	
受取配当金	7,080,349.94
源泉徴収税	△2,478,122.53
MLP税	△1,557,676.91
収益合計	3,044,550.50
費用	
支払利息	△1,934.79
委託者報酬	△1,172,390.80
保管費用	△1,248.85
印刷費用	△1,421.80
申込税	△10,828.96
その他費用	△49,811.92
費用合計	△1,237,637.12
純投資収益	1,806,913.38

(3)純資産変動計算書

	2015年12月31日に終了した事業年度 金額(アメリカドル)
期首純資産金額	267,852,220.46
分配金	△9,096,314.06
設定による資金流入	4,400,015.45
解約による資金流出	△107,534,002.54
収益及び費用の調整	760,854.84
有価証券売買損益	△21,871,355.49
評価益	12,281,926.86
評価損	△47,843,200.71
期末純資産金額	98,950,144.81

(4)組入資産の明細

(2015年12月31日現在)

銘柄名	数量	評価額(アメリカドル)
上場有価証券		
Boardwalk Pipeline Partners LP	669,300	8,265,855.00
Buckeye Partners LP	94,900	5,934,097.00
Columbia Pipeline Partners LP	294,952	4,881,455.60
Dominion Midstream Partners LP	108,200	3,064,224.00

Enbridge Energy Partners LP	445,898	9,845,427.84
Energy Transfer Partners LP	216,700	7,025,414.00
Enterprise Products Partners LP	461,530	11,492,097.00
EQT Midstream Partners LP	84,700	6,077,225.00
Genesis Energy LP	114,500	3,974,295.00
Magellan Midstream Partners LP	146,300	9,709,931.00
ONEOK Partners LP	111,329	3,109,418.97
PennTex Midstream Partners LP	262,373	3,250,801.47
Plains All American Pipeline LP	182,000	4,187,820.00
Spectra Energy Partners LP	199,900	9,221,387.00
Sunoco Logistics Partners LP	198,986	4,948,781.82
TC PipeLines LP	70,000	3,336,200.00
Western Gas Partners LP	68,100	3,080,163.00
合計		101,404,593.70

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）

（平成29年 2月28日現在）

Ⅰ　資産総額	2,241,407,143 円
Ⅱ　負債総額	34,978,956 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,206,428,187 円
Ⅳ　発行済口数	3,218,980,741 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6854 円
（1万口当たり純資産額）	（6,854 円）

米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）

（平成29年 2月28日現在）

Ⅰ　資産総額	11,596,742,237 円
Ⅱ　負債総額	14,016,726 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,582,725,511 円
Ⅳ　発行済口数	15,559,012,255 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7444 円
（1万口当たり純資産額）	（7,444 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換について

該当事項はありません。

２．受益者に対する特典

該当事項はありません。

３．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

５．償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

６．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（平成29年２月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（平成29年２月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（平成29年２月末現在）

④最近５年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については３名以上、監査役については１名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

①四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

⑦コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成29年２月末現在、委託会社の運用するファンドは108本、純資産総額は1,613,094百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	8,041百万円
	追加型	株式投資信託	78本	509,753百万円
私募	単位型	株式投資信託	4本	25,042百万円
	追加型	株式投資信託	25本	1,070,258百万円
合計			108本	1,613,094百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位:千円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）		当事業年度 （平成28年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
預金	※	10,196,098	※	7,761,408
前払費用		4,433		25,947
未収入金		51,443		96,594
未収委託者報酬		799,260		647,331
未収運用受託報酬		4,754		3,830
未収投資助言報酬		27,349		66,500
未収収益		1,820,471		1,213,326
未収還付消費税		-		19,999
立替金		43,610		40,788
為替予約		-		24,282
繰延税金資産		771,956		606,552
流動資産合計		13,719,378		10,506,562
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		5,855		3,941
敷金		17,785		25,252
繰延税金資産		197,193		209,940
投資その他の資産合計		220,834		239,133
固定資産合計		220,834		239,133
資産合計		13,940,212		10,745,695

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	141,390	322,609
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	400,271	317,098
その他未払金	178,309	142,173
未払費用	※ 1,721,369	※ 1,746,114
未払法人税等	1,859,671	138,367
未払消費税等	145,713	-
賞与引当金	153,562	73,448
為替予約	24,417	381
流動負債合計	4,626,217	2,741,704
固定負債		
退職給付引当金	500,188	532,293
長期未払費用	13,835	18,863
賞与引当金	56,414	24,323
固定負債合計	570,438	575,480
負債合計	5,196,656	3,317,185
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,835,652	2,520,551
利益剰余金合計	3,835,652	2,520,551
株主資本合計	8,743,652	7,428,551
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△96	△40
評価・換算差額等合計	△96	△40
純資産合計	8,743,555	7,428,510
負債純資産合計	13,940,212	10,745,695

(2)【損益計算書】

（単位:千円）

		前事業年度 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）		当事業年度 （自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）
営業収益				
委託者報酬		9,265,173		7,762,694
運用受託報酬		34,672		20,789
投資助言報酬		50,786		111,863
その他営業収益		7,507,542		5,717,714
営業収益合計		16,858,174		13,613,061
営業費用				
支払手数料		4,885,895		3,964,083
広告宣伝費		100,220		118,798
公告費		1,160		1,160
調査費		103,959		133,357
委託調査費		494,053		484,770
情報機器関連費		171,664		124,821
委託計算費		355,297		521,992
通信費		8,736		8,923
印刷費		88,235		64,875
協会費		11,782		14,120
諸会費		108		108
諸経費		37,966		31,962
営業費用合計		6,259,078		5,468,974
一般管理費				
役員報酬		85,307		93,398
給料・手当		934,413		1,066,316
賞与		680,662		491,412
交際費		17,516		8,565
寄付金		3,500		3,500
旅費交通費		53,398		51,663
租税公課		52,475		60,952
不動産賃借料		122,460		131,629
退職給付費用		86,609		93,365
福利厚生費		277,384		336,290
業務委託費	※	1,906,029	※	1,685,429
退職金		18,719		1,248
諸経費		106,806		140,217
一般管理費合計		4,345,285		4,163,988
営業利益		6,253,811		3,980,098
営業外収益				
為替差益		6,934		-
その他		3,944		4,304
営業外収益合計		10,878		4,304
営業外費用				
為替差損		-		81,676
その他		157		1,518
営業外費用合計		157		83,195
経常利益		6,264,532		3,901,206

特別損失		
割増退職金	75,679	76,879
リース資産除却損失負担金	28,769	-
特別損失合計	104,449	76,879
税引前当期純利益	6,160,083	3,824,326
法人税、住民税及び事業税	2,466,132	1,156,800
法人税等調整額	△87,886	152,627
法人税等合計	2,378,246	1,309,427
当期純利益	3,781,837	2,514,898

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,753,815	6,661,815
当期変動額				
剰余金の配当			△1,700,000	△1,700,000
当期純利益			3,781,837	3,781,837
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	2,081,837	2,081,837
当期末残高	3,078,000	1,830,000	3,835,652	8,743,652

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	75	75	6,661,890
当期変動額			
剰余金の配当			△1,700,000
当期純利益			3,781,837
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△172	△172	△172
当期変動額合計	△172	△172	2,081,665
当期末残高	△96	△96	8,743,555

当事業年度　（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	3,835,652	8,743,652
当期変動額				
剰余金の配当			△3,830,000	△3,830,000
当期純利益			2,514,898	2,514,898
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△1,315,101	△1,315,101
当期末残高	3,078,000	1,830,000	2,520,551	7,428,551

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△96	△96	8,743,555
当期変動額			
剰余金の配当			△3,830,000
当期純利益			2,514,898
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	56	56	56
当期変動額合計	56	56	△1,315,045
当期末残高	△40	△40	7,428,510

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

（貸借対照表関係）

※　各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
預金	8,856,487　千円	888,445　千円
未払費用	552,627　千円	383,916　千円

（損益計算書関係）

※　関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
業務委託費	675,513　千円	426,474　千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

当事業年度　（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年６月24日 定時株主総会	普通株式	3,830,000	62,215.72	平成27年３月31日	平成27年６月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年６月29日開催予定の定時株主総会の決議事項として、普通株式の配当に関する議案を次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,520,000	40,935.67	平成28年３月31日	平成28年６月30日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成27年３月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	10,196,098	10,196,098	-
(2)未収委託者報酬	799,260	799,260	-
(3)未収運用受託報酬	4,754	4,754	-
(4)未収投資助言報酬	27,349	27,349	-
(5)未収収益	1,820,471	1,820,471	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	5,855	5,855	-
資産計	12,853,789	12,853,789	-
(1)預り金	141,390	141,390	-
(2)未払手数料	400,271	400,271	-
(3)その他未払金	178,309	178,309	-
(4)未払費用	1,721,369	1,721,369	-
(5)未払法人税等	1,859,671	1,859,671	-
(6)未払消費税等	145,713	145,713	-
負債計	4,446,725	4,446,725	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,417)	(24,417)	-
デリバティブ取引計	(24,417)	(24,417)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券
投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負　債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等及び(6) 未払消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	10,196,098	-	-
未収委託者報酬	799,260	-	-
未収運用受託報酬	4,754	-	-
未収投資助言報酬	27,349	-	-
未収収益	1,820,471	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,005	2,903
合計	12,847,933	2,005	2,903

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（平成28年３月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	7,761,408	7,761,408	-
(2)未収委託者報酬	647,331	647,331	-
(3)未収運用受託報酬	3,830	3,830	-
(4)未収投資助言報酬	66,500	66,500	-
(5)未収収益	1,213,326	1,213,326	-
(6)投資有価証券			
その他の有価証券	3,941	3,941	-
資産計	9,696,338	9,696,338	-
(1)預り金	322,609	322,609	-
(2)未払手数料	317,098	317,098	-
(3)その他未払金	142,173	142,173	-
(4)未払費用	1,746,114	1,746,114	-
負債計	2,527,995	2,527,995	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	23,901	23,901	-
デリバティブ取引計	23,901	23,901	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負　債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	7,761,408	-	-
未収委託者報酬	647,331	-	-
未収運用受託報酬	3,830	-	-
未収投資助言報酬	66,500	-	-
未収収益	1,213,326	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	3,941	-
合計	9,692,397	3,941	-

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度　（平成27年３月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	3,012	3,000	12
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,842	3,000	△157
合計		5,855	6,000	△144

当事業年度　（平成28年３月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,007	2,000	7
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,933	2,000	△66
合計		3,941	4,000	△58

2．売却したその他有価証券

前事業年度　（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	14,270	180	-
合計	14,270	180	-

当事業年度　（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,913	-	86

合計	1,913	-	86

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度　（平成27年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	2,293,188	-	△3,351	△3,351
	買建				
	米ドル	1,735,744	-	3,117	3,117
	ユーロ	759,783	-	△24,075	△24,075
	シンガポールドル	37,606	-	△108	△108
合計		4,826,322	-	△24,417	△24,417

当事業年度　（平成28年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	405,156	-	5,829	5,829
	ユーロ	97,226	-	△2,414	△2,414
	豪ドル	10,425	-	△381	△381
	買建				
	米ドル	116,909	-	△616	△616
	ユーロ	688,461	-	20,935	20,935
	シンガポールドル	27,321	-	548	548
合計		1,345,499	-	23,901	23,901

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位:千円）

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
退職給付債務の期首残高	422,244	531,253
勤務費用	39,034	41,732
利息費用	4,057	3,244
数理計算上の差異の発生額	11,892	59,860
退職給付の支払額	△51,786	△53,518
転籍者調整額	105,810	30,723
退職給付債務の期末残高	531,253	613,296

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位:千円）

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	531,253	613,296
未積立退職給付債務	531,253	613,296
未認識数理計算上の差異	△31,065	△81,003
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	500,188	532,293
退職給付引当金	500,188	532,293
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	500,188	532,293

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位:千円）

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
勤務費用	39,034	41,732
利息費用	4,057	3,244
数理計算上の差異の費用処理額	8,729	9,922
確定給付制度に係る退職給付費用	51,821	54,899

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
割引率	0.80%	0.50%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度34,787千円、当事業年度38,465千円でありました。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位:千円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	51,067	24,218
その他未払金	24,714	36,342
未払費用	569,773	538,850
未払事業税	126,692	8,743
長期未払費用	2,211	2,239
退職給付引当金	162,364	163,315
減価償却超過額	32,119	42,605
その他有価証券評価差額金	47	18
その他	160	157
繰延税金資産小計	969,149	816,492
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	969,149	816,492
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	969,149	816,492

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
法定実効税率	35.6	33.1
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.3	0.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3	1.6
住民税均等割	0.1	0.2
その他	0.2	△1.3
税効果会計適用後の法人税の負担率	38.6	34.2

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度　（平成27年３月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は78,501千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が78,497千円増加しております。

当事業年度　（平成28年３月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は60,508千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が60,506千円増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度　（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度　（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度　（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツフランクフルト	3,530,939千ユーロ	銀行業	(被所有)間接100%	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入	-	預金	8,856,487
							*2 IT、管理部門サービス	675,513	未払費用	552,627

当事業年度　（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツフランクフルト	3,530,939千ユーロ	銀行業	(被所有)間接100%	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入	-	預金	888,445
							*2 IT、管理部門サービス	426,474	未払費用	383,916

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当座預金口座を開設しております。

＊2　当該会社とのサービス契約ないし、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門サービス	544,868	未払費用 未収入金	155,901 51,443
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都千代田区	46百万円	不動産管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*2 不動産賃借料	122,460		
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国ウィルミントン	10千ドル	投資運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	6,263,183	未収収益	1,592,218
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国ウィルミントン	10ドル	投資運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門サービス	236,351	未払費用	327,002
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	628,463		
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門サービス *2 委託調査 *3 その他営業収益	82,461 376,552 444,785	未払費用	182,770

当事業年度　（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門サービス	686,071	未払費用 未収入金	581,635 96,594
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国ウィルミントン	10千ドル	投資運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	4,321,902	未収収益	713,019
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国ウィルミントン	10ドル	投資運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	203,379 217,022	未払費用 未収収益	148,138 103,256
同一の親会社を持つ会社	RREEF Investment GmbH	ドイツフランクフルト	6,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	234,831	未収収益	234,831
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門サービス *2 委託調査 *3 その他営業収益	108,388 375,248 309,706	未払費用 未収収益	141,077 64,571

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当該会社とのサービス契約ないし、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

＊2　当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

＊3　当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

２．親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft　フランクフルト証券取引所に上場
ニューヨーク証券取引所に上場

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
1株当たり純資産額	142,033.06 円	120,671.06 円
1株当たり当期純利益金額	61,433.35 円	40,852.80 円

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	当事業年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
当期純利益金額（千円）	3,781,837	2,514,898
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益金額（千円）	3,781,837	2,514,898
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間会計期間(平成28年４月１日から平成28年９月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 （平成28年9月30日）
資産の部		
流動資産		
預金		5,785,813
前払費用		19,977
未収入金		66,372
未収委託者報酬		634,713
未収運用受託報酬		89,494
未収収益		1,457,898
未収還付法人税等		1,000
立替金		54,650
繰延税金資産		688,067
為替予約		17,598
流動資産計		8,815,587
固定資産		
投資その他の資産		
繰延税金資産		194,856
その他		23,567
固定資産計		218,424
資産合計		9,034,011
負債の部		
流動負債		
預り金		68,948
未払金		
未払手数料		311,197
その他未払金		39,573
未払費用		2,023,634
未払法人税等		409,206
未払消費税等	※1	5,020
賞与引当金		85,625
為替予約		7,183
流動負債計		2,950,391
固定負債		
長期未払費用		13,295
退職給付引当金		487,348
賞与引当金		46,879
固定負債計		547,523
負債合計		3,497,914
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		628,136
利益剰余金計		628,136
株主資本計		5,536,136

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△39
評価・換算差額等合計	△39
純資産合計	5,536,097
負債・純資産合計	9,034,011

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		3,143,932
運用受託報酬		90,340
その他営業収益		1,771,037
営業収益計		5,005,310
営業費用		
支払手数料		1,577,132
その他営業費用		700,642
営業費用計		2,277,774
一般管理費		1,814,791
営業利益		912,744
営業外収益		4,631
営業外費用	※1	1,978
経常利益		915,397
特別損失	※2	36,794
税引前中間純利益		878,602
法人税、住民税及び事業税		317,450
法人税等調整額		△66,432
法人税等合計		251,017
中間純利益		627,585

重要な会計方針

	当中間会計期間 （自　平成28年4月1日 至　平成28年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当中間会計期間末の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)
※1　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 （自　平成28年4月1日 至　平成28年9月30日）
※1　営業外費用の主要項目 為替差損　1,836千円

※2　特別損失の主要項目

割増退職金	36,794千円

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	5,785,813	5,785,813	-
(2)未収委託者報酬	634,713	634,713	-
(3)未収収益	1,457,898	1,457,898	-
(4)投資有価証券			
その他の有価証券	1,943	1,943	-
資産計	7,880,368	7,880,368	-
(1)未払手数料	311,197	311,197	-
(2)未払費用	2,023,634	2,023,634	-
(3)未払法人税等	409,206	409,206	-
負債計	2,744,039	2,744,039	-
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,414	10,414	-
デリバティブ取引計	10,414	10,414	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負　債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	1,049	1,000	49
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	894	1,000	△105

合計	1,943	2,000	△56

当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,006	6	-
合計	2,006	6	-

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	911,196	-	17,551	17,551
	ユーロ	32,005	-	23	23
	買建				
	米ドル	23,342	-	46	46
	ユーロ	548,587	-	△6,598	△6,598
	シンガポールドル	25,410	-	△608	△608
合計		1,540,543	-	10,414	10,414

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

1.　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3.　主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成28年4月1日　至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成28年4月1日　至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間末 （平成28年9月30日）
１株当たり純資産額	89,930円10銭
１株当たり中間純利益金額	10,194円68銭

（注）１．　潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

２．　1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自　平成28年4月1日 至　平成28年9月30日）
中間純利益金額(千円)	627,585
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	627,585
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名　　称	株式会社りそな銀行
資本金の額	279,928百万円（平成28年３月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考＞再信託受託会社の概要

名　　称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成28年３月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

②販売会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円 （平成28年３月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円 （平成28年３月末現在）	
髙木証券株式会社	11,069百万円 （平成28年３月末現在）	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円 （平成28年３月末現在）	
日産証券株式会社	1,500百万円 （平成28年３月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成28年３月末現在）	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円 （平成28年３月末現在）	
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円 （平成28年３月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円 （平成28年３月末現在）	
株式会社りそな銀行	279,928百万円 （平成28年３月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

①受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

②販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

委託会社及びドイツ証券株式会社の最終的な親会社は、ドイツ銀行です。

第３【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成28年７月26日　臨時報告書
平成28年10月19日　有価証券報告書
平成28年10月19日　有価証券届出書
平成28年10月26日　臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年６月13日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　野島　浩一郎　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1.　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成29年２月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒川　進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）の平成28年７月20日から平成29年１月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ａコース（円ヘッジあり）の平成29年１月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成29年２月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒川　進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）の平成28年７月20日から平成29年１月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）Ｂコース（円ヘッジなし）の平成29年１月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月６日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　野島　浩一郎　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
　中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1.　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。